



## 8月は粗大ごみの収集はありません。

粗大ごみを出しても収集されませんので、9月以降に出すか、粗大ごみシールを貼付して桂苑に直接お持ちください。



## お盆期間のごみ収集などの日程

	ごみ収集	焼却場(桂苑)への一般持込	し尿くみ取り
8月 9日(休)	通常どおり	通常どおり	通常どおり
8月10日(金)	通常どおり	通常どおり	通常どおり
8月11日(土)	休止	通常どおり	休止
8月12日(日)	休止	休止	休止
8月13日(月)	通常どおり	通常どおり	休止
8月14日(火)	通常どおり	通常どおり	休止
8月15日(水)	通常どおり	通常どおり	休止
8月16日(木)	通常どおり	通常どおり	通常どおり

【焼却場(桂苑)への一般持込受付時間】

9時~12時、13時~16時30分



お盆期間のごみ収集とし尿くみ取りのお知らせ

ごみ収集・し尿くみ取り

国 保険環境課 生活環境係 ☎65・1097

## 免除・納付猶予の申請について

### 【申請手続き】

平成30年度分(平成30年7月~平成31年6月分)の申請は、7月1日から桂川町役場で受付

※免除・猶予の申請は、原則毎年度手続きが必要です

※過去期間については、申請をした月から2年1カ月前までさかのぼって免除申請が可能です

### 【申請に必要なもの】◎は必須項目

- ◎印鑑 ◎本人確認書類(運転免許証、保険証、年金手帳など)
- 申請年度の所得証明(申請する年度の1月1日以降に桂川町に転入した場合)
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など(持っている場合)
- 学生証または在学証明書(学生納付特例制度の場合)

「失業した」「所得が少ない」など国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば、保険料の全額または一部が免除となる免除制度や若年者・学生納付猶予制度があります。

保険料を未納のままの状態にしておくと、将来、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けることができないう場合があります。ぜひ免除制度をご利用ください。



ご存知ですか?  
国民年金保険料免除制度

国民年金保険料免除制度

国 住民課 年金係 ☎65・3301  
直方年金事務所 ☎0949・22・0891

## 国民年金保険料の各種免除・猶予制度

制度名	要件	内容
申請免除制度	本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下	全額または一部が免除
若年者納付猶予制度(※)	50歳未満で本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下	納付猶予
学生納付特例制度	20歳以上の学生で本人の前年所得が一定額以下	納付猶予

年金手帳